**平成２６年（フ）第７２号**
山口県光市岩狩１丁目20番15号
債務者　鍋島　文夫
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２６年（フ）第７４号**
山口県下松市旗岡２丁目８番３―205号　旗岡市営住宅４棟
債務者　大山　智子
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２６年（フ）第７５号**
山口県周南市大字久米402番地の４　ビッグベンＡ―103号
債務者　長尾　剛志
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２６年（フ）第７８号**
山口県周南市富田２丁目20番13号
債務者　塩崎　　潤
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２６年（フ）第７９号**
山口県周南市富田２丁目20番13号
債務者　塩崎美由紀
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２６年（フ）第８０号**
山口県周南市大字徳山5498番地の２
債務者　松谷　京子
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２６年（フ）第１６７３号**
愛知県春日井市神領町北１丁目236番地　県営神領住宅７棟702号
債務者　髙浦　　麗
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１４８１号**
名古屋市天白区平針南２丁目2111番地　平針住宅７街区29号
債務者　鈴木　理栄
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第３０号**
岩手県宮古市宮園12番13号、旧住所秋田県大館市比内町扇田字倉下５番地６
債務者　佐々木　亨
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月15日午前11時
盛岡地方裁判所宮古支部

**平成２６年（フ）第１３２１号**
横浜市西区南幸２丁目16番１―718号
債務者　早川　　完
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１５３８号**
横浜市中区松影町１丁目３番地７　ロックヒルズⅧ707号室
債務者　分部　　隆
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１５８３号**
横浜市鶴見区獅子ケ谷２丁目26番13号　おおしまはいつ202
債務者　根津　恵美（旧姓齋藤・木村）
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１６３７号**
神奈川県綾瀬市深谷南１丁目11番27号
債務者　吉江　友明
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１７２９号**
神奈川県茅ヶ崎市円蔵１丁目24番26号　板倉ビル202
債務者　鈴木　洋右
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１７５２号**
横浜市南区中村町４丁目301番地11　ハイツフロ―ラ201号
債務者　渡邊　　孝
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１７５３号**
横浜市瀬谷区三ツ境81番地13　三ツ境南住宅５棟301号
債務者　菅原　　恵
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部